5

バリアフリーの実現に向けて

５．バリアフリーの実現に向けて

５－１．実施すべき特定事業

バリアフリー化の実現に向けて、重点整備地区において実施すべき特定事業を定めます。

バリアフリー化の実現については、国の基本方針に基づき、平成 32 年度を目標年次と設定します。しかし、事業によっては、短中期的に整備可能なもののほか、長期的な対応となる事業もあることから、中間年である平成 28 年度末までの実施を目標とするものを「短期」、目標年次の最終年である平成 32 年度末までの実施を目標とするものを「中期」、平成 33 年度以降の実施を目標とするものを「長期」と３つの実施時期に分類します。

表 5-1：目標年次

	目標年次（事業実施予定時期）
短　期	概ね４年（平成 25～28 年度）
中　期	概ね８年（平成 25～32 年度）
長　期	平成 33 年度～

実施する特定事業は、これまでの調査結果等を踏まえ、各施設設置管理者と協議の上、定めることとなっています。事業の種類には、バリアフリー新法に定義される各施設のバリアフリー化のための整備等を行う「特定事業」と「その他の事業」があり、本市においては、特定事業として「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」、その他の事業として駅前広場の整備等を位置づけます。

５－２．実施すべき事業の内容

各駅ごとに整備事業とその内容及び整備位置図を以下に示します。

（１）河内天美駅周辺地区

１）公共交通特定事業

駅名	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
河内天美駅	近畿日本鉄道	・ホーム内方線等の整備 ・構内エレベーターの設置 ・車いすトイレの多機能化 ・誘導チャイムの設置 ・点字案内板等の整備 ・券売機の蹴込み設置	○			

券売機（河内天美駅）

ホーム（河内天美駅）

駅名	区間	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
河内天美駅	河内天美駅～大堀	近鉄バス	・ICカードシステムの導入	○			

駅名	区間	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
河内天美駅	河内天美駅～西我堂	南海バス	・ICカードシステムの導入	○			

２）交通安全特定事業

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
弁天池前交差点	公安委員会	・視覚障害者用付加装置設置		○		
弁天池南交差点	公安委員会	・音響式誘導信号設置		○		

弁天池前交差点

弁天池南交差点

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
生活関連経路 及び準生活関連経路	公安委員会	違法駐車の取り締まり強化		○		

３）道路特定事業

路線名	箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
府道大堀堺線	天美東7丁目	大阪府	・歩道部の改良 ・点字ブロックの新設	○			
天美駅前東線	天美東7丁目	松原市	・歩道部の改良 ・点字ブロックの新設、改良		○		
天美東26号線	天美東7丁目 天美南3丁目	松原市	・構外エレベーターの設置 ・路肩の明確化 ・点字ブロックの新設	○			
天美東52号線	天美東7丁目	松原市	・点字ブロックの新設	○			
天美東47号線	天美東7丁目	松原市	・歩道拡幅の検討		○		
天美東40号線	天美東8丁目 天美南5丁目	松原市	・道路改良		○		

府道大堀堺線

天美駅前東線

天美東 26 号線

天美東 52 号線

天美東 47 号線

天美東 40 号線）

４）都市公園特定事業

施設名	箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
天美東公園	天美東8丁目	松原市	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに準じた整備		○		長寿命化計画（H25年度策定予定）に基づき整備
天美駅前公園	天美東７丁目	松原市	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに準じた整備		○		長寿命化計画（H25年度策定予定）に基づき整備

天美東公園

天美駅前公園

5）その他事業

駅名	箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
河内天美駅	駅前広場	松原市	・点字ブロックの新設、改良	○			

河内天美駅駅前広場

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
生活関連経路及び準生活関連経路	大阪府	・看板等の規制強化		○		
生活関連経路及び準生活関連経路	松原市	・違法駐輪の取り締まり ・看板等の規制強化		○		

（２）布忍駅周辺地区

1）公共交通特定事業

駅名	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
布忍駅	近畿日本鉄道	・ホーム内方線等の整備 ・構内エレベーターの設置 ・構内スロープの改修 ・多機能トイレの新設 ・誘導チャイムの設置 ・待合室扉の改修 ・点字案内板等の整備 ・券売機の蹴込み設置		○		

構内スロープ（布忍駅）

トイレ（布忍駅）

２）交通安全特定事業

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
布忍橋東詰交差点	公安委員会	・視覚障害者用付加装置設置		○		

布忍橋東詰交差点

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
生活関連経路 及び準生活関連経路	公安委員会	違法駐車の取り締まり強化		○		

３）道路交通特定事業

路線名	箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
府道大阪狭山線	東新町４丁目 南新町３丁目	大阪府	・歩道部の改良 ・点字ブロックの新設、補修 ・道路路肩部の歩行空間整備		○		
府道堺大和高田線	東新町４丁目～ 南新町３丁目	大阪府	・歩道部の改良 ・点字ブロックの新設、補修 ・道路路肩部の歩行空間整備		○		
我堂一津屋線	東新町３丁目～ 南新町１丁目	松原市	・歩道設置の検討 ・歩道部の改良 ・道路改良		○	○	長期：歩道設置の検討

府道大阪狭山線

府道堺大和高田線

我堂一津屋線

4）建築物特定事業

施設名	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
新町公民館	松原市	・トイレの改善 ・エレベーターの設置検討		○	○	長期：エレベーターの設置検討

新町公民館

5）その他事業

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
生活関連経路及び準生活関連経路	大阪府	・看板等の規制強化	○			
生活関連経路及び準生活関連経路	松原市	・違法駐輪の取り締まり ・看板等の規制強化	○			

（３）高見ノ里駅、河内松原駅周辺地区

１）公共交通特定事業

駅名	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
高見ノ里駅	近畿日本鉄道	・ホーム内方線等の整備 ・構内エレベーターの設置 ・構外スロープの改修 ・多機能トイレの新設 ・誘導チャイムの設置 ・待合室扉の改修 ・点字案内板等の整備 ・券売機の蹴込み設置		○		
河内松原駅	近畿日本鉄道	・ホーム内方線等の整備 ・点字案内板等の整備 ・券売機の蹴込み設置 ・階段の段鼻識別設置		○		

構外スロープ（高見ノ里駅）

券売機（河内松原駅）

駅名	区間	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
河内松原駅	河内松原駅～岡町、丹南、岡、大塚	近鉄バス	・ICカードシステムの導入	○			

駅名	区間	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
河内松原駅	河内松原駅～南清水	南海バス	・ICカードシステムの導入	○			

２）交通安全特定事業

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
高見の里5丁目北交差点	公安委員会	・視覚障害者用付加装置設置		○		
松原警察署西交差点	公安委員会	・視覚障害者用付加装置設置		○		

高見の里５丁目北交差点

松原警察署西交差点

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
生活関連経路 及び準生活関連経路	公安委員会	違法駐車の取り締まり強化	○			

３）道路特定事業

路線名	箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
国道309号 （ランプ部）	上田４丁目	大阪府	・道路路肩部の歩行空間整備※	○			※旧基本構想特定事業
府道堺大和高田線	上田３丁目	大阪府	・歩道設置※ ・歩道部の改良※ ・点字ブロックの新設、補修※ ・道路路肩部の歩行空間整備	○			※旧基本構想特定事業
府道堺大和高田線	上田４丁目 高見の里３丁目	大阪府	・歩道部の改良 ・道路路肩部の歩行空間整備 ・点字ブロックの新設、補修		○		
府道堺大和高田線	上田３丁目～上田６丁目	大阪府	・歩道部の改良 ・柵設置		○		
国道309号	新堂１丁目	松原市	・福祉会館への案内標識設置※	○			※旧基本構想特定事業
府道堺大和高田線	上田３丁目	松原市	・福祉会館への案内標識設置※	○			※旧基本構想特定事業
高見の里29号線	高見の里４、５丁目	松原市	・外側線の明確化	○			
高見の里27号線	高見の里３、４丁目	松原市	・歩行空間の整備		○		
高見の里９号線	高見の里1、2丁目	松原市	・歩行空間の整備		○		
我堂一津屋線	阿保3丁目～田井城3丁目	松原市	・歩道拡幅 ・歩道部の改良 ・点字ブロック設置※ ・市役所等へ案内標識設置※ ・車止めの形状と配置の見直し※		○		※旧基本構想特定事業
上田2号線	新堂1丁目、上田４丁目	松原市	・歩道の縦断勾配の解消※ ・福祉会館への案内標識設置※	○			※旧基本構想特定事業

国道 309 号（ランプ部）

府道堺大和高田線

国道 309 号

高見の里 29 号線

高見の里 27 号線

高見の里 9 号線

我堂一津屋線

上田 2 号線

４）都市公園特定事業

施設名	箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
松原中央公園	田井城１丁目	松原市	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに準じた整備	○			長寿命化計画（H25年度策定予定）に基づき整備

松原中央公園

５）建築物特定事業

施設名	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
松原市役所（北別館）	松原市	・トイレの全面改修 ・東側共用スペースの床改修	○			
市民体育館	松原市	・案内板等の設置		○		
文化会館	松原市	・階段への手すりの設置	○			
松原公民館	松原市	・トイレの改善 ・エレベーターの設置検討		○	○	長期：エレベーターの設置検討
松原市総合福祉会館	松原市	・トイレの部分改善	○			

松原市役所（北別館）

市民体育館

文化会館、松原公民館

松原市総合福祉会館

６）その他事業

駅名	箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
				短期	中期	長期	
河内松原駅	駅前広場	松原市	・点字ブロックの補修 ・2段式手すりの設置※ ・手すり端部の点字の設置角度及び表示内容の見直し※ ・不均等な蹴上の解消※	○			※旧基本構想特定事業

河内松原駅駅前広場

箇所	事業主体	事業の内容	目標年次			備考
			短期	中期	長期	
生活関連経路及び準生活関連経路	大阪府	・看板等の規制強化	○			
生活関連経路及び準生活関連経路	松原市	・違法駐輪の取り締まり ・看板等の規制強化	○			

■公共交通特定事業（河内天美駅）

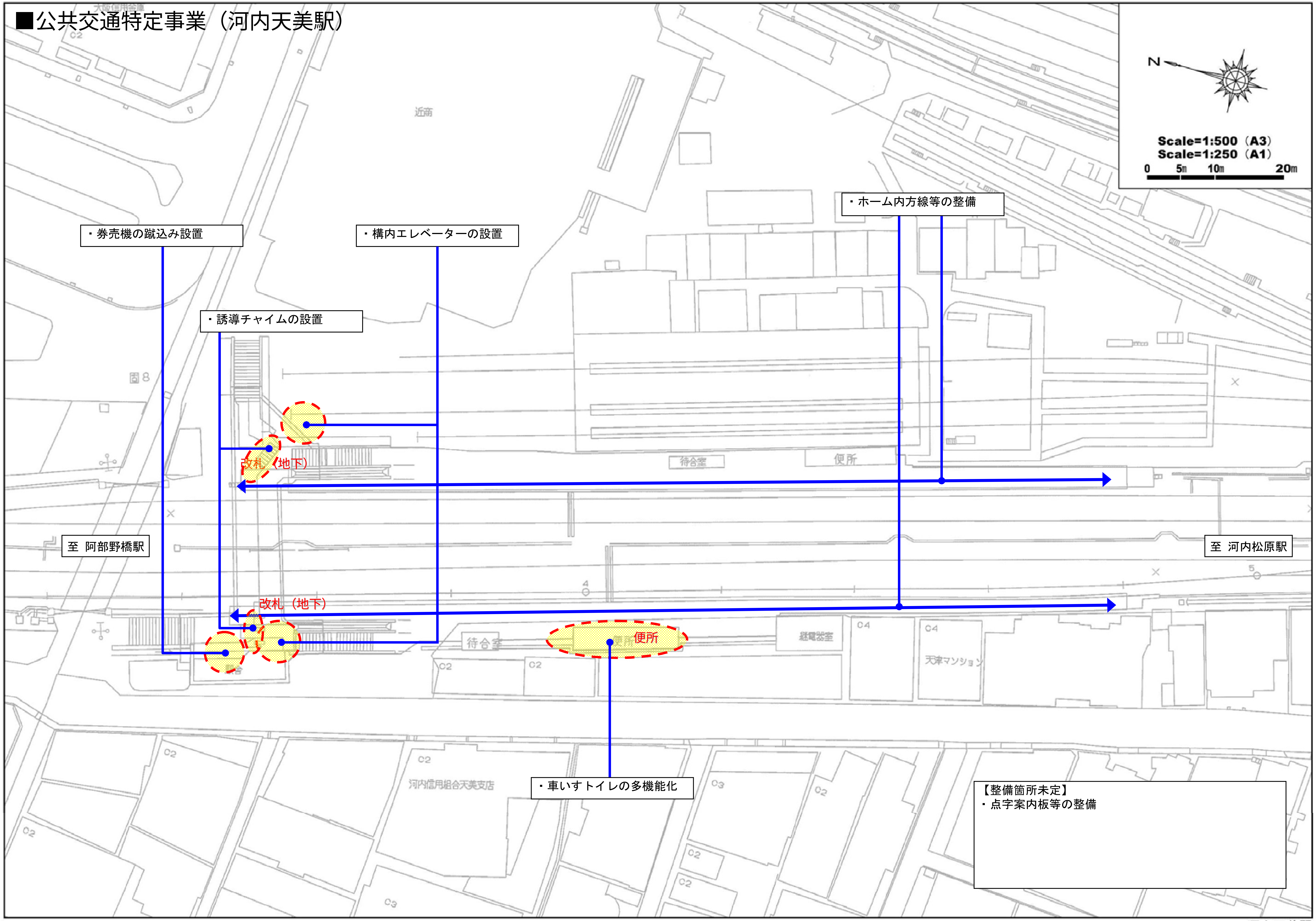

■特定事業（河内天美駅周辺地区）

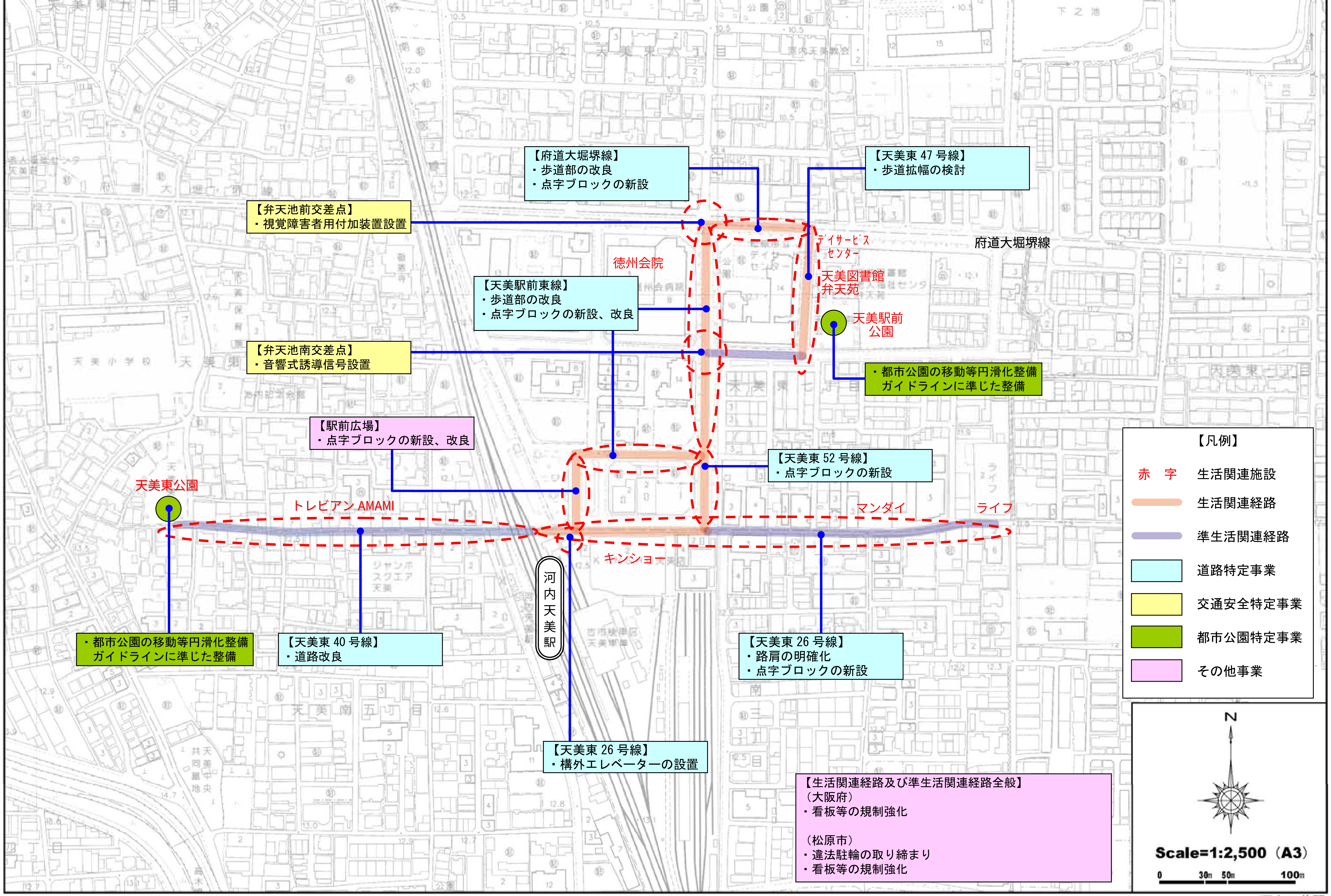

■公共交通特定事業（布忍駅）

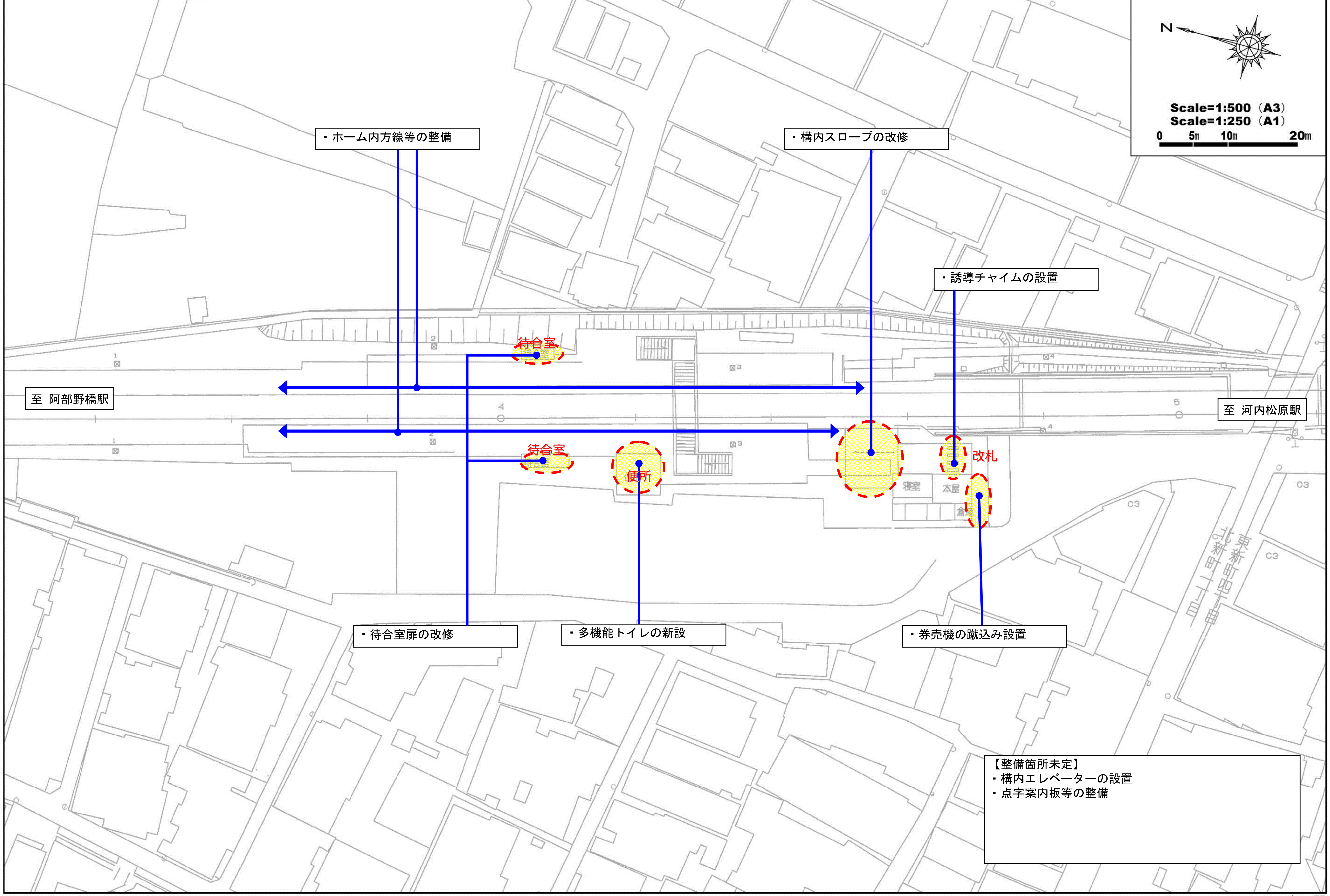

■特定事業（布忍駅周辺地区）

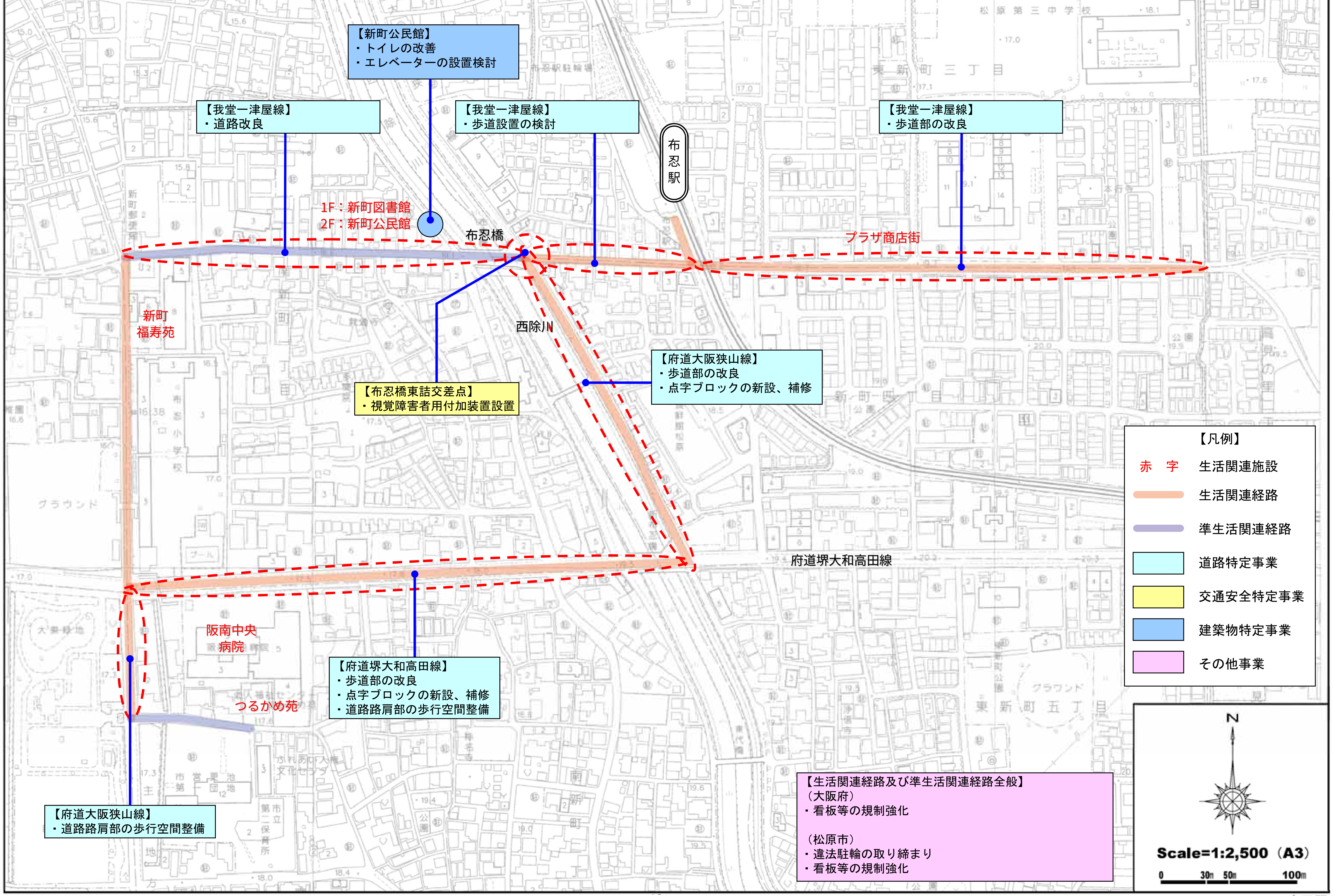

■公共交通特定事業（高見ノ里駅）

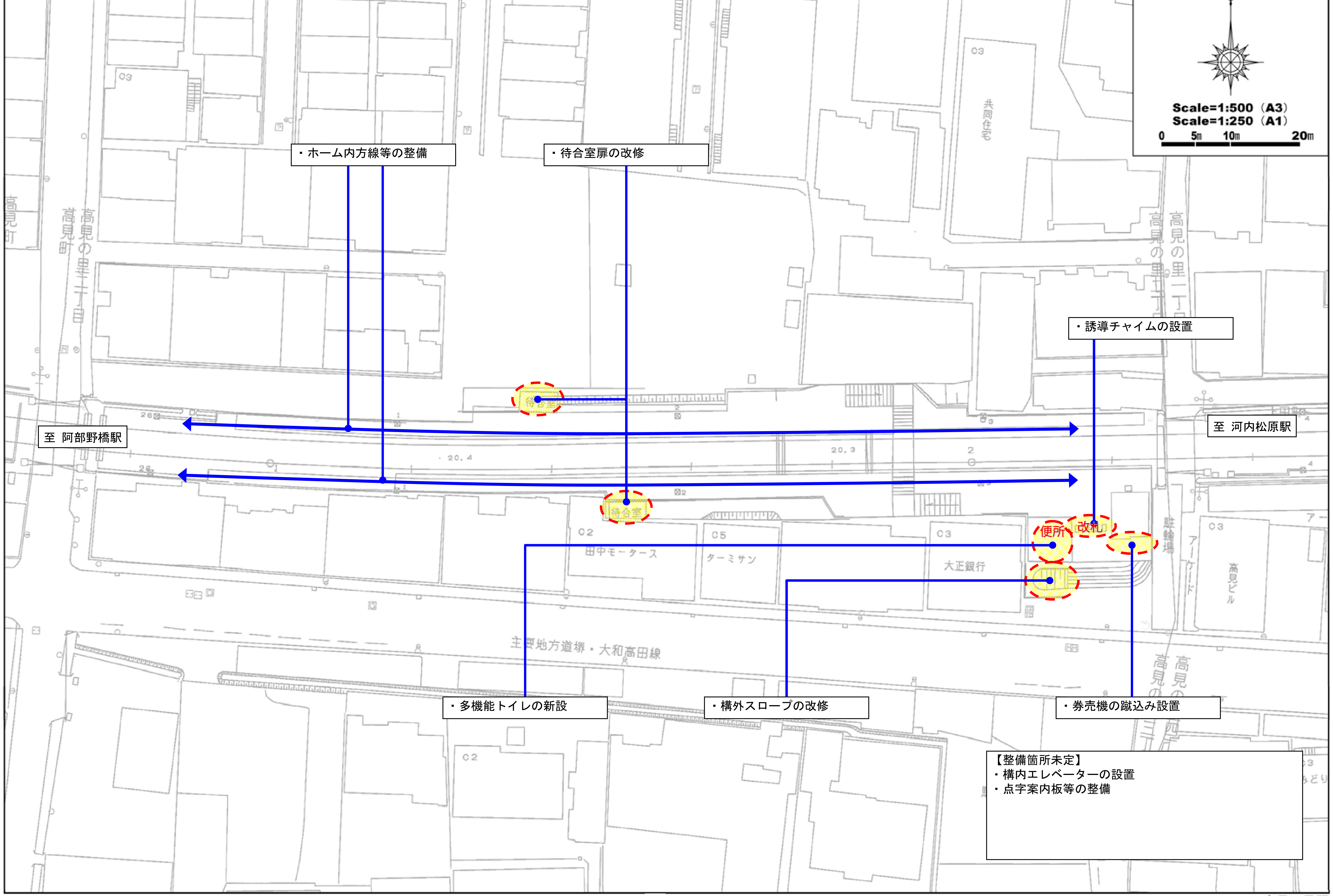

■特定事業（高見ノ里駅、河内松原駅周辺地区）

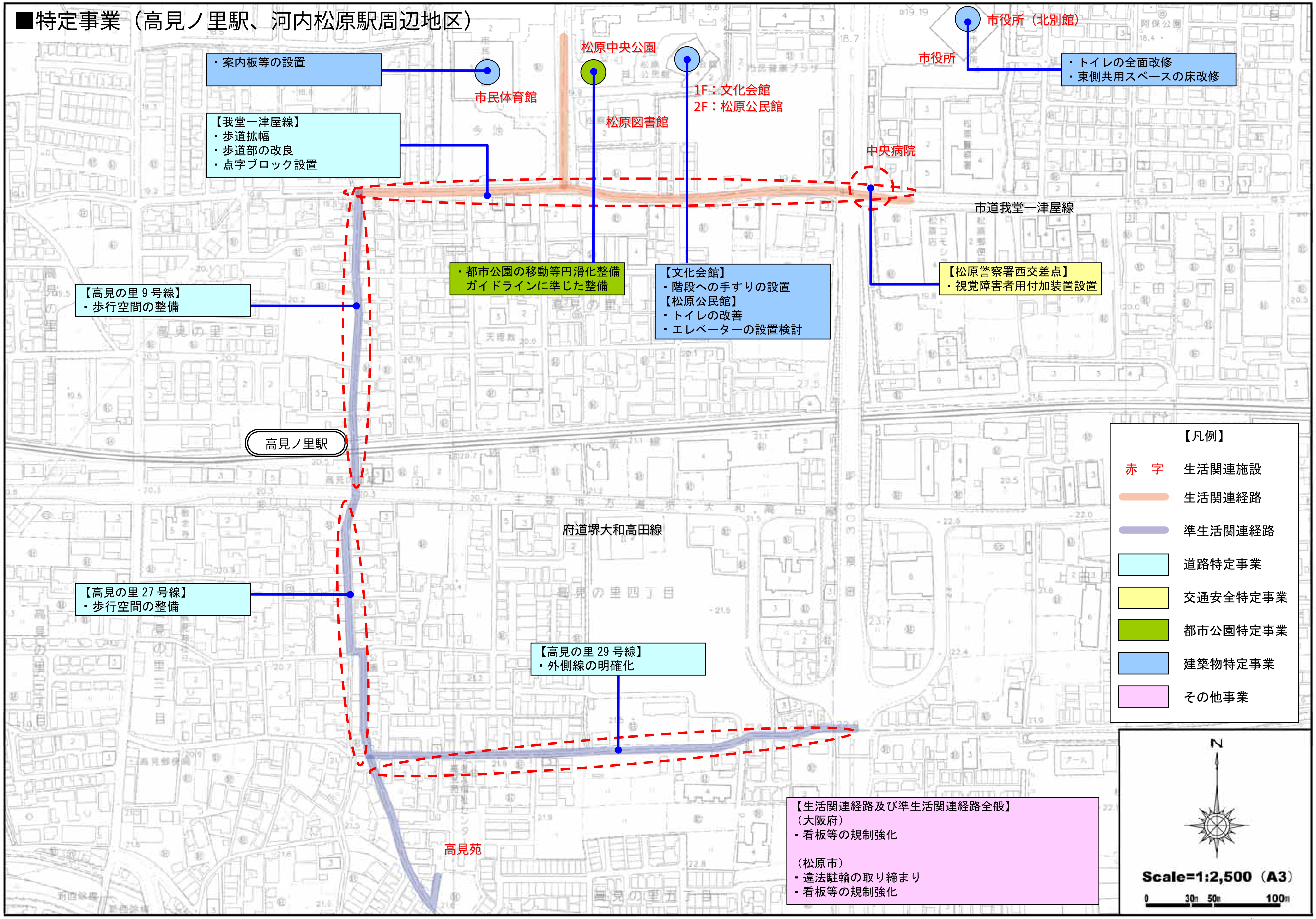

■公共交通特定事業（河内松原駅）

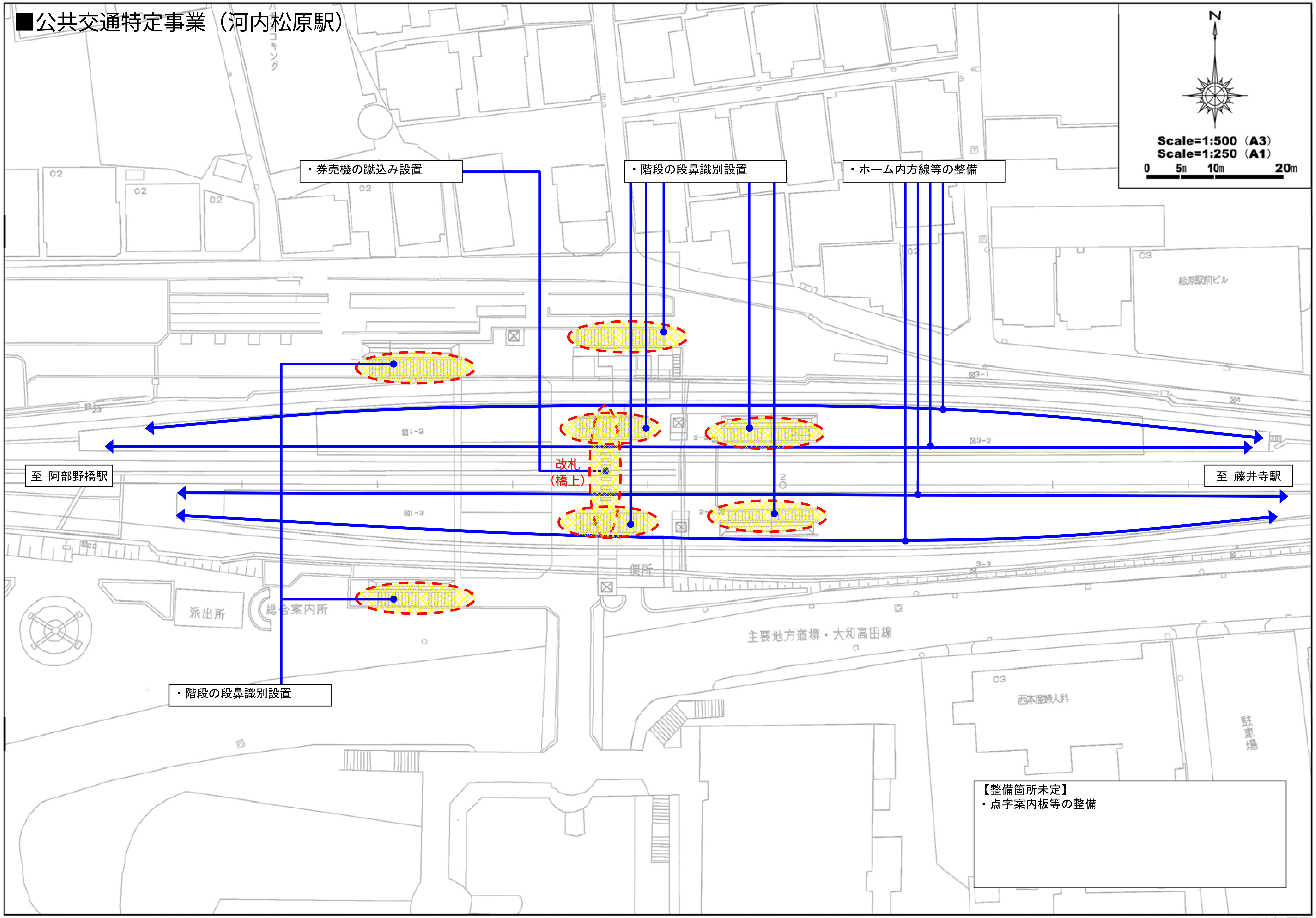

■特定事業（高見ノ里駅、河内松原駅周辺地区）

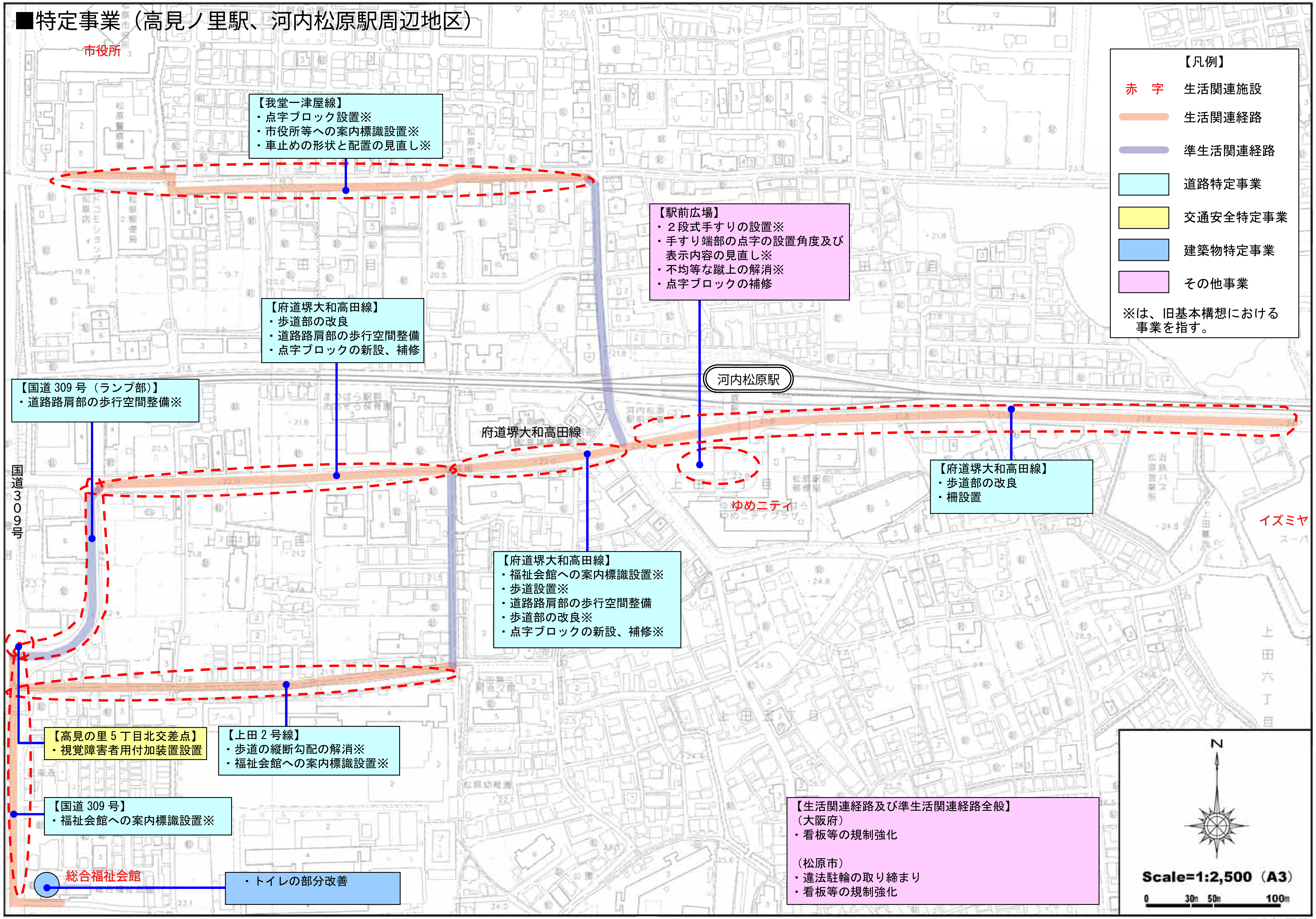

5-3．心のバリアフリー

バリアフリー化に向けて実施すべき事業では、移動経路や主要施設における段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業が主となっています。しかし、これらの物理的な障害が排除されても違法駐輪（放置自転車）や違法看板、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化が実現したとはいえません。高齢者や障がい者等が安全で安心して外出できる環境を整えるには、すべての人が障がい者や高齢者等の立場に立って理解するとともに、障害となるような行為を慎みお互いに助け合うといった行動が必要です。

このようなことから、助け合う意識の向上や高齢者や障がい者等への理解の促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や事業者はもとより、広く市民とともに、心のバリアフリーを推進していく必要があります。

1）市民による心のバリアフリー

違法駐輪（放置自転車）や違法看板等は、歩行者の通行の妨げとなるだけでなく、視覚障がい者等にとっては、通行時、障害物となり事故を起こす危険性があります。また、運転マナーの悪い自動車や自転車は歩行者に危険を感じさせるものとなります。しかし、これらは、市民一人ひとりの日常的な行動で改善することが可能です。

このようなことから、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等の立場に立った心のバリアフリーの意識を醸成していくため、それぞれの立場に立ってルールやマナーを考え、行動していくことができる取り組みを推進していきます。

○違法駐輪（放置自転車）、違法駐車をなくし歩道の移動円滑化を促進する。
○歩道上の看板等、移動を阻害する原因となるものをなくすための方策を推進する。

2）事業者による心のバリアフリー

公共交通施設における高齢者、障がい者等への配慮ある対応や介助の充実、道路等の施設管理者による適切な施設の維持・保全、公共公益施設や商店等の事業者による高齢者、障がい者等への配慮ある対応、これらを適切に実施していくため、社員・職員教育をはじめとした、利用者の立場に立った心のバリアフリーの意識を醸成するような取り組みを推進していきます。

○バリアフリーの実体験等により心の教育を推進する。

3）行政による心のバリアフリー

行政は、心のバリアフリーを推進していくために、市広報紙や市ホームページ等を通じて、バリアフリーに関する知識や理解を促すなど、継続的な啓発の実施に努めます。

また、「障害者週間」等でのイベントに障がいのない人の参加を呼びかけ、障がいの

ある人とない人が交流できる場の提供や、総合福祉会館のコミュニティルーム等を活用した障がいのある人相互やボランティアグループとの交流など、広く市民が心のバリアフリーの意識を醸成するような取り組みを推進していきます。

○バリアフリーに関する啓発・広報及び情報を発信する。
○交流やふれあいの推進・福祉教育の充実を図る。

５－４．今後の取り組みと推進体制の確立

（１）市民、事業者、行政の連携

今後、本基本構想に位置づけた事業の円滑な推進を図っていくためには、市民、事業者、行政が協働して特定事業やその他の事業及び関連事業を推進していく必要があります。

行政、事業者は、基本構想に基づくバリアフリー事業と心のバリアフリーの推進に向けた啓発活動や教育活動を実施し、市民は、行政や各事業者が行うバリアフリー事業に対して協力し、日常生活においてはお互いに助け合うなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組んでいく必要があります。また、一体性や連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、市民、事業者、行政の連携が重要です。

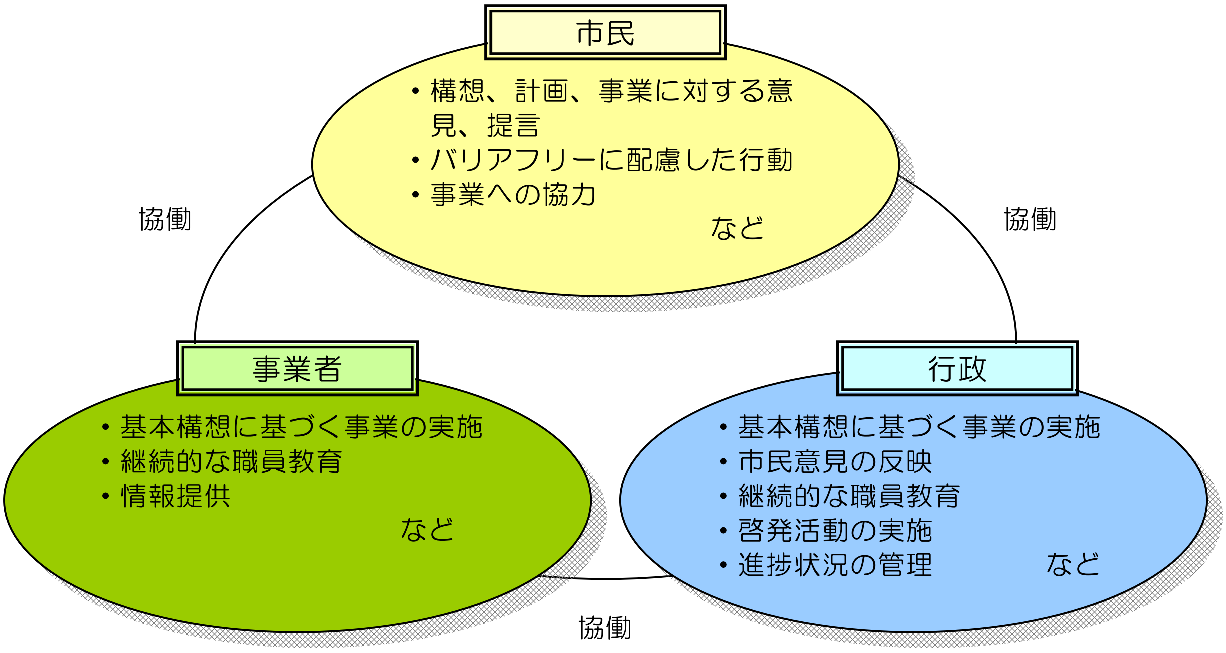

図 5-1：市民、事業者、行政の連携イメージ

（２）事業の進捗管理と事業評価

市民、事業者、行政の協働により事業が実施された後も円滑に事業が展開されるよう、整備内容及び進捗状況について点検・評価等を行う仕組みづくりが必要です。また、その際には、高齢者や障がい者等の意見を再度反映する場を設けるなど、基本構想の策定（PLAN）、事業の実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）といったスパイラルアップの考えのもと、段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進を図っていく必要があります。

本市では、基本構想策定後も協議会組織を継続させ、事業の進捗管理や実施した事業の評価を行います。また、事業の評価結果や社会の動向などをもとに、必要に応じて基本構想の見直しについても検討を行っていきます。